

コンプライアンス規程

有限会社まごのて

(目的)

第1条 この規程は、有限会社まごのて(以下「会社」という。)の倫理規程の理念に則り、法令等遵守(コンプライアンス)の推進のための基本事項を定め、もって健全かつ適切な業務運営の確保に資することを目的とする。

(基本方針)

第2条 会社の役員および職員(以下、「役職員」という。)は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、業務運営の遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(経営管理)

第3条 役職員はコンプライアンスを最重要課題と位置づけ、これに取り組む。

(責任体制)

第4条 会社のコンプライアンスに関わる責任体制は以下とする。

- ア. コンプライアンスに関する推進、対策の最高責任者兼統括責任者は社長とする。
- イ. コンプライアンス推進責任者は取締役とする。

(コンプライアンス推進責任者の責務)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じ最高責任者兼統括責任者に、会社の状況について報告し、場合により最高責任者兼統括責任者と協議する。

コンプライアンス推進責任者の主な役割・権限は以下のとおり。

- ア. コンプライアンス施策の実施の統括責任者
- イ. コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- ウ. コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進、不正防止計画の策定と推進、不正発覚時の調査、その他のコンプライアンスに関する機関として設置する。

- ア. コンプライアンス基本方針の策定と公表
- イ. コンプライアンス施策や教育の推進方針等の検討
- ウ. コンプライアンス施策や内部監査実施状況のモニタリング
- エ. 不正事案発生時の調査、または、調査委員会との連携による実態解明
- オ. コンプライアンス違反事案についての分析・検討
- カ. コンプライアンス違反再発防止策の策定
- キ. 調査結果に基づく懲戒処分案の検討
- ク. その他最高責任者兼統括責任者、コンプライアンス推進責任者、委員が諮問した事項

2. コンプライアンス委員会は、社長を委員長、取締役をコンプライアンス推進責任者とし、社長が任命して職員を委員として構成する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第7条 コンプライアンス委員会は、原則として毎年1回開催する。

2. 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集できる。

(報告・連絡・相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為またはそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス推進責任者に報告する。社内活動における不正についての内・外からの通報に関しては、別に定める。

2. コンプライアンス推進責任者は、前項の報告または通報等でコンプライアンス違反行為またはおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を最高責任者兼統括責任者に報告する。最高責任者兼統括責任者は事実関係の調査および今後の対応方針を検討するための指示をする。なお、経費の不正使用、経費不正に関する調査については別に定める。
3. 役職員は、コンプライアンス推進責任者を經由することができないときは、最高責任者兼統括責任者に直接、第1報の報告ができる。
4. 相談ルート・相談窓口は次の通りとする。

- (1) 展開している事業内容について

コンプライアンス委員長

- (2) 休眠預金助成金事業（R7年2月末日まで実施）について

JANPIA 資金分配団体等役職員専用ヘルプライン janpia-bzhl@integrex.jp

(通報者の保護)

第9条 会社は、通報者に対し、通報行為および通報に基づく調査への協力を理由に、人事、給与、研究、教育上のいかなる不利益な取り扱いをしてはならない。

(コンプライアンス推進会議)

第10条 役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行うため、「コンプライアンス推進会議」を開催する。役職員は、やむを得ない場合を除き、参加しなければならない。

(内部監査)

第11条 コンプライアンス推進委員会は、定期的に内部監査を実施し、その状況を統括責任者、コンプライアンス委員会へ報告する。

(反社会的勢力の排除)

第12条 役職員は、反社会的勢力の排除に関して次のことを遵守しなければならない。

- ア. 反社会的勢力の構成員・関係者ではないこと
- イ. 反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと
- ウ. 反社会的勢力と取引を行わないこと
- エ. その他反社会的勢力と関わりを持たないこと

(改廃)

第13条 この規程の改廃は社長の決裁にて行う。

附則

本規程は、令和6年 6月 1日から施行する。